

■ 敬老の集い
あおむね60歳以上の高齢者を対象に講演会やアトラクションなどの催しを9月下旬に開催しています。

■ 敬老祝品支給等

敬老祝品・満百歳者表彰 80歳、88歳、101歳以上の方。また満100歳の誕生日を迎える方に祝品などを贈呈しています。

※金婚夫婦祝品 熊本市制度なし

■ 災害見舞金等

・火災による死亡

1人につき	5万円
1世帯につき	2万円
1世帯につき	1万円
1世帯につき	5千円
1人につき	7千円

・全壊・全焼

1世帯につき 5万円

・半壊・半焼

1世帯につき 1万円

・床上浸水

1世帯につき 5千円

・重傷

1人につき 7千円

▼協議第33号

環境対策事業の取扱い（その2）

○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして承認されました。

■ 人工かん養促進事業

地下水かん養を図るため、連棟式のビルハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する方に助成を行います。

・助成額 市が定める基準工事費が、申請工事費のいざれか低い工事費の10分の9

■ 水資源有効活用促進事業

水資源の有効利用を図るため、下水道の整備により不用となつた浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、個人住宅の

屋根に降つた雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する方に助成を行います。

・雨水貯留槽 工事費の3分の2以内助成（限度額：7万円）

内助成（対象200㎡以上、限度額…3万5千円）

・雨水貯留タンク 工事費の3分の2以内助成（限度額…7万円）

内助成（対象200㎡以上、限度額…3万5千円）

・雨水貯留タンク 工事費の3分の2以内助成（限度額…7万円）

内助成（対象200㎡以上、限度額…3万5千円）

・雨水貯留タンク 工事費の3分の2以内助成（限度額…7万円）

内助成（対象200㎡以上、限度額…3万5千円）

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その2）

○次とおり取り扱うものとして承認されました。

■ 農業振興地域整備計画変更

合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。

■ 農業振興地域整備促進協議会

ひとり親家庭に医療費の一部を助成しています。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業生活研究グループ連絡協議会補助

平成21年度まで現行どおり継続します。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業振興地域整備促進協議会

合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。

■ 農業振興地域整備促進協議会

ひとり親家庭に医療費の一部を助成しています。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業生活研究グループ連絡協議会補助

平成21年度まで現行どおり継続します。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業振興地域整備促進協議会

合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。

■ 農業振興地域整備促進協議会

ひとり親家庭に医療費の一部を助成しています。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業生活研究グループ連絡協議会補助

平成21年度まで現行どおり継続します。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業生活研究グループ連絡協議会補助

平成21年度まで現行どおり継続します。

■ 農業構造改善事業補助金

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

■ 農業経営の安定化を図るため、生産体制強化のための組織活動に対する支援、農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援などを行つてあり、合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 生産体制強化対策事業

農業経営の安定化を図るため、生産体制強化のための組織活動に対する支援、農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援などを行つており、合併時に熊後富合町の補助金は廃止します。

■ 農産物新品種導入補助金

合併後3年間は現行のままとし、その後富合町の補助金は廃止します。

■ 酪農ヘルパー補助金

合併後3年間は現行のままとし、その後富合町の補助金は廃止します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い（その2）

○次とおり取り扱うものとして承認されました。

■ 農業振興事業

畜産経営の安定を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産および防疫に対する支援を行つており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 基盤整備事業

畜産経営の安定を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産および防疫に対する支援を行つており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 単県土地改良事業

畜産経営の安定を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産および防疫に対する支援を行つており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業用施設災害復旧工事

合併時に熊本市の制度に統合します（左表参照）。

■ 農業用施設災害復旧工事

合併時に熊本市の制度に統合します

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市のあつせん基準に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

■ 農業委員会あつせん基準

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農業委員会諸証明手数料

合併時に熊本市の制度に統合します。

■ 農地に関する証明 1件300円

ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。



中小企業に対する様々な支援事業等は、熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続します。